

個人情報保護制度について

1 個人情報保護制度の目的

個人情報の取扱いやプライバシー保護が重要視されるようになり、個人情報の保護に関する法律が平成15年5月23日に成立、平成17年4月1日から全面施行されました。

地方公共団体の保有する個人情報については、「適正に取扱いがされるよう必要な措置を講ずることに努める。」とされているため、組合が保有する個人情報の保護について松塩地区広域施設組合個人情報保護条例で規定しているものです。

2 個人情報とは

条例で保護の対象となる個人情報は、組合が保有する情報で、氏名、生年月日等により個人が特定できる文書、図画及び電磁的記録となります。

3 個人情報の収集について

組合は事務事業の目的達成に必要な範囲内で個人情報の取扱いをしなければいけません。

また、個人情報を収集する場合は、収集目的を明示した後に、直接本人から収集することになっています。

4 個人情報の目的外利用及び外部提供の制限

組合は、事務事業の目的を超えて個人情報の利用及び外部への提供は行いません。

ただし、あらかじめ本人の承諾を得ている場合や法令等に定めがある場合は除きます。